

文京区景観づくり条例施行規則（平成二十五年十月文京区規則第七十一号）新旧対照表

改正後	現行
第一章 総則～第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木 （略） 第五章 文京区景観づくり審議会等 （審議会の組織） 第二十五条 条例第二十五条第一項に規定する審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が<u>委嘱</u>する委員をもって組織する。 一 学識経験者 五人以内 二 区民等 <u>九人以内</u> 三 区議会議員 六人以内 <u>（削除）</u> （会長） 第二十六条 審議会には、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 （表彰分科会）第二十七条～（幹事）第三十二条 （略） （その他） 第三十三条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <u>（小委員会の委員）</u>	第一章 総則～第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木 （略） 第五章 文京区景観づくり審議会等 （審議会の組織） 第二十五条 条例第二十五条第一項に規定する審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が<u>委嘱し、又は任命する</u>委員をもって組織する。 一 学識経験者 五人以内 二 区民等 <u>五人以内</u> 三 区議会議員 六人以内 <u>四 区の職員 四人以内</u> （会長） 第二十六条 審議会には、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 （表彰分科会）第二十七条～（幹事）第三十二条 （略） （その他） 第三十三条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <u>（新設）</u>

第三十四条 条例第二十六条の二第三項に規定する規則で定める委員は、
審議会の委員（景観づくりに関し識見を有する者に限る。）のうちから
会長が指名する委員とする。

（委員長）

第三十五条 小委員会には、委員長を置き、小委員会の委員のうちから会
長が指名する。

2 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員
長が指名する委員がその職務を代理する。

（小委員会の会議）

第三十六条 第二十八条から第三十一条までの規定は、小委員会の会議に
ついて準用する。この場合において、これらの規定中「区長」とあるの
は「会長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とある
のは「委員長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第三十七条 審議会及び小委員会の庶務は、都市計画部住環境課において
処理する。

（景観アドバイザーの任期）

第三十八条 条例第二十七条に規定する景観アドバイザーの任期は、一年
以内とし、再任を妨げない。

（業務遂行上の義務）

（景観アドバイザーの任期）

第三十四条 条例第二十七条に規定する景観アドバイザーの任期は、一年
以内とし、再任を妨げない。

（業務遂行上の義務）

第三十九条 景観アドバイザーは、条例第二十七条第二項に規定する業務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第1項第一号～第2項 (略)

(解任)

第四十条 区長は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、景観アドバイザーを解任することができる。

第一号～第三号 (略)

第六章 雑則

(委任)

第四十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第三十五条 景観アドバイザーは、条例第二十七条第二項に規定する業務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第1項第一号～第2項 (略)

(解任)

第三十六条 区長は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、景観アドバイザーを解任することができる。

第一号～第三号 (略)

第六章 雑則

(委任)

第三十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (略)